

船舶運航委託契約改善実行委員会 報告書

令和 5 年 12 月

船舶運航委託契約改善実行委員会

目次

1.当委員会の設置経緯、任務及び活動概要	1
2.事前審査及び事後点検の結果	2
(1) 事前審査の結果	2
契約相手方の選定方法（両契約共通）	2
仕様の内容の妥当性	3
(2) 事後点検の結果	4
白鳳丸運用支援業務	4
研究船運用業務	4
ちきゅう運用業務	5
北極域研究船に係る艀装員派遣及び運航業務	5
3. ガバナンスの強化	5
4. 当委員会の活動を通じたの所見	6
参考 1：船舶運航委託契約改善実行委員会 開催実績	8
参考 2：船舶運航委託契約改善実行委員会 委員	10
参考 3：船舶運航委託契約改善実行委員会運営要領	11

1. 当委員会の設置経緯、任務及び活動概要

当委員会は、国立研究開発法人海洋研究開発機構（以下、「機構」という）が設置した船舶運航委託契約検討委員会が作成した平成 29 年 12 月付報告書（以下「検討委員会報告書」という）における提言を受けて平成 30 年 1 月に設置された。

検討委員会報告書では、機構が所有する船舶の運航等に関する契約である「研究船運用業務」^①及び「ちきゅう運用業務」^②（以下、これらを合わせて「両契約」という）について、調達の改善方策として、調達前に契約相手方の選定方法及び仕様の内容の妥当性について審査を行うこと、調達後に調達結果の点検を行うこと及び当該審査及び点検を通じ機構のガバナンスの強化を行うことが提言された。

これを踏まえ、当委員会では、両契約の調達における競争性の確保、調達プロセスにおける公正性及び透明性の確保並びに両契約における機構のガバナンスの強化等の観点から改善を図ることを目的に、平成 30 年 3 月の第 1 回開催より令和 5 年 12 月の第 8 回開催にかけて、仕様書及び参入要件に関する審査、意見招請及び参入意思確認の手続きに関する審査、調達方法に関する審査、これら調達手続きの各段階における事後の点検、委員会を通じ確認された課題の検討、調達手続き後の契約履行状況の点検等を行った。

当委員会が対象とした両契約は、海洋に関する基盤的研究開発、海洋に関する学術研究に関する協力等において中核的な役割を担う船舶の運航に関するものである。このため、上記全 8 回の当委員会による活動では、両契約の重要性を認識し船舶を用いた調査観測の実態等を踏まえて両契約の在るべき姿を念頭に審議及び点検を行った。当報告書は、これらを取り纏め、平成 31 年 3 月 25 日付で作成された審査及び点検結果報告の内容も踏まえ新たに作成したものである。

① 正式な契約名称は「研究船等の運航及び調査支援等に関する業務委託」。「よこすか」、「かいいい」（当時）、「みらい」、「かいいい」及び「新青丸」の各船舶の運航及び管理、各船舶にて運用される「しんかい 6 5 0 0」等の深海調査システム及び調査観測機器類の運航、運用及び管理、これらを用いた海洋、深海及び海底を対象とした観測、調査等諸活動に対する作業支援、「白鳳丸」の運航、保守整備等の支援、当該船舶にて運用される調査観測機器類の運用支援、これらを用いた観測、調査等諸活動に対する作業支援等についての委託契約。

② 正式な契約名称は「地球深部探査船「ちきゅう」運用業務委託」。「ちきゅう」の運航及び管理、同船舶を用いた科学掘削及び資源掘削の実施等についての委託契約。

2.事前審査及び事後点検の結果

(1) 事前審査の結果

検討委員会報告書で提案された改善方策について、項目毎に事前審査の結果を記載する。

契約相手方の選定方法（両契約共通）

【仕様書】

- 新規事業者の参入可能性を考慮した業務の引継条項の設定について、仕様書にて現行事業者から次期事業者への引継義務に関する規定の追加を確認した。

【契約方式】

- 競争性のある方式による調達の実施について、複数事業者から参入意思の表明があった場合は総合評価落札方式による入札を行い、現行事業者以外に参入意思の表明がない場合は随意契約事前確認公募を実施することを確認した。

【総合評価落札方式】

- 総合評価落札方式による入札の実施にあたっては、事前に評価項目、評価基準に加え提案書作成要領を公開すること、入札後に評価点を公表すること及び応札者に対し評価内容の通知を行うことにより透明性を確保することを確認した。
- また、総合評価落札方式における具体的な内容について、価格点・技術点の比率を同一とすること、競争性のある項目を価格点の対象とすること、研究船運航に限定せず同種業務の実績を評価基準に定めること、新規性のある提案を想定した評価項目を設定すること、安全対策、コスト対策等の船舶運航事業者が一般的に備えている評価項目の配点を大きくすること、総合評価を行う審査委員会の委員は半数を外部有識者で構成すること、体制、実績等の基本的な評価項目は絶対評価とし競争性が期待できる評価項目を相対評価とすることで点差が明確になるようにすること及び各入札参加者に対し全委員の採点の総合計から平均値を算出し技術点として採用することを確認した。
- 総合評価落札方式により選定した契約相手方について、提出された提案書を契約書の一部とし仕様書に加え提案内容も契約の範囲に含めること及び提案内容の履行状況を定常の管理や四半期ごとの実地監査等を通じて確認することにより、確実な業務の履行を確保することを確認した。

【周知・調達スケジュール】

- 新規事業者の積極的な参入のための調達情報の周知について、一般社団法人日本船主協会、機構賛助会等を通じ意見招請、参入意思確認、総合評価落札方式の入札公告及び随意契約事前確認公募の公告を行うことを確認した。
- 現行事業者への偏重周知の防止のための調達情報の早期公表、仕様書に対する意見招請の実施及び十分な公告期間の確保については、業務履行開始の1年以上前に調達手続きの概要及びスケジュールを公表すること、仕様書案に対する意見招請を40日間実施する

こと及び入札公告期間を総合評価落札方式の場合は 50 日間、随意契約事前確認公募においては 25 日間確保することを確認した。

- 新規事業者の参入可能性を考慮した、契約相手方決定から業務履行開始までの十分な準備期間の確保について、新規事業者の業務内容理解及び準備作業を考慮した入札公告の開始時期の設定と合わせ、3 か月間とすることを確認した。

仕様の内容の妥当性

【研究船運用業務】

- 研究船運用業務における 1 隻毎の仕様書の分割及び記載内容の明確化について、1 隻毎の仕様書の分割、各船舶における主要目、調査観測機器類及び主な調査海域の明示、各業務の内訳及び機構・事業者の分担の明示等を行い、新規事業者が船員確保の検討を行えるよう業務内容を明確化することを確認した。また、参入要件についても各船舶の必要項目を明示することを確認した。
- 研究船運用業務における各船舶の船員定数の設定について、運航の特殊性を考慮するとともに事業者が配乗裁量を有する方策として、乗組員に対しては上限人数の指定を行い事業者が機構と協議のうえ基準となる人数を定めること、観測技術員に対しては機構が必要人数を指定することを確認した。
- 研究船運用業務における船員の一部職種での外国人船員の配乗に向けた検討・調整について、機構所有の船舶は全て日本籍船であり外国人船員の配乗を行うためにはマルシッピングが必要であるものの、マルシッピング化の条件である外航船舶であることを満たすことは何れの船舶においても困難であること、我が国においては日本籍船及び日本人船員の増加を目指す政策上の観点等から、機構船舶のマルシッピング化に関しては一律の条件として設定することは困難であることを確認した。

【ちきゅう運用業務】

- ちきゅう運用業務における仕様書及び参入要件の明確化について、仕様書において乗組員（運航要員及び掘削要員）の上限人数の指定を行い事業者が機構と協議のうえ人数を定めること、参入要件において「優れた」「十分な」等の表現を修正し定量的・具体的な記載とすること等を確認した。

【両契約共通】

- 両契約において、運航委託業者による船上における各業務の一元管理体制を参入要件及び仕様としつつ、新法人設立を前提としたジョイントベンチャー方式及び船舶運航以外の業務についての再委託を認めることを参入要件及び契約条件において明確化することについて、参入要件及び契約書においてこれらを明記することを確認した。
- 両契約において、中期計画期間（当時）にあわせて最長の 5 年間（または 7 年間）を契約期間とすることについて、機構の中長期計画期間にあわせ 7 年間で契約期間の基本とすること、ただし随意契約事前確認公募による契約の場合においては現行事業者にとって著しく有利となることに鑑み契約期間を都度検討することを確認した。

(2) 事後点検の結果

事後点検においては、前述の「事前審査の結果」にある意見招請、参入意思確認、総合評価落札方式の入札実施等の調達の各段階で定めた実施内容の履行状況を確認し、競争性・公平性・透明性確保の観点から改善が必要な場合には所要の修正を加えた。なお、前述の「事前審査の結果」は、当該修正後のものを記載している。

また、両契約の調達手続きでは各契約の特徴により差異が生じる場面もあり、このため当該特性も踏まえた事後点検を行った。以下に契約毎に点検の結果を記載する。

白鳳丸運用支援業務

研究船運用業務について、意見招請及び参入意思の確認の結果、新規事業者より「白鳳丸」の運航支援及び調査支援等に関する業務委託（以下、「白鳳丸運用支援業務」という）への参入意思の表明があった。これを受け、白鳳丸運用支援業務について総合評価落札方式による入札を行い、平成31年4月から令和7年度末までの7年間の契約期間として新規事業者との契約を締結した。契約締結後は、後述の「ガバナンスの強化」の章に記載する各項目を白鳳丸運用支援業務においても実施し、新規事業者に対するガバナンスの構築を確認した。

研究船運用業務

研究船運用業務については、船舶毎に仕様書を分割し1隻単位での参入も可能としたうえで意見招請及び参入意思の確認を行った。この結果を受け「白鳳丸」については前述の白鳳丸運用支援業務において総合評価落札方式による入札を実施し、「白鳳丸」を除いた5船（当時）については、引き続き1隻単位での参入も可能としたうえで随意契約事前確認公募を行い、平成31年4月に現行事業者との3年間の契約を締結した。当該契約期間の満了に際しては、1隻単位での参入も可能とする条件を維持し、意見招請及び参入意思の確認と同種内容での関連事業者へのアンケート調査を行い、この結果を踏まえ随意契約事前確認公募を経て令和4年4月に現行事業者と4年間の契約を締結した。

研究船運用業務における新規事業者の参入障壁である日本人船員や観測技術者の人材不足については、前述の「仕様の内容の妥当性」に記載のとおり、対策として想定した外国人船員の配乗を行うためのマルシップ化が困難であることから実現には至らなかった。ただし、船上で取得した観測データの陸上処理業務について、各船舶の仕様書から分離し別契約とすることで参入障壁を低減する取組みを行った。加えて、各船舶の停泊期間を集約することにより、停泊時に配乗する乗組員を抑制し年間の船員定数を低減することで、人材不足のみならず長期連続乗船の解消等の船上における労働環境の改善や船員費削減による経費低減への対応にも資する取組みを行ったことを確認した。

ちきゅう運用業務

ちきゅう運用業務委託については、意見招請及び参入意思確認の結果を踏まえ、随意契約事前確認公募を経て平成31年4月から令和7年度末までの7年間の契約締結を予定していた。しかしながら、現行事業者の親会社が経営破綻し会社更生手続開始の申立てを行ったことから、現行事業者の経営にも大きな影響が及ぶ可能性が生じた。このため、現行契約を2年間延長し、この間に会社更生手続の動向に留意するとともに、新規事業者の参入意欲を刺激することを目指し、多様な参入方法を構築する取組みとして、PFI事業のうち公共施設等運営方式（コンセッション方式）の採用について、外部専門家の知見も得ながら検討を行った。当該方式により「ちきゅう」固有のミッションである海洋性地殻下マントル試料採取等の実施において障害となる財源確保の課題についても解決が期待されるものの、現状の機構の予算構造ではPFI事業の導入には予見不可能なリスクが存在することから実現は困難であることを確認した。2年間の契約期間の延長の後には、随意契約事前確認公募を経て現行事業者と令和3年4月から令和4年度末までの契約を締結し、当該契約を中長期計画の終了まで延長した。

北極域研究船に係る艀装員派遣及び運航業務

令和8年度の竣工を予定している北極域研究船の艀装員派遣及び運航業務について、当委員会での審議内容を踏まえた調達手続きを実施したことを確認した。本件の調達手続きの結果として2社による提案書の提出があり、競争性のある手続きが行なわれたことを確認した。

3. ガバナンスの強化

検討委員会報告書で提案された改善方策について、確認、検討等の結果を記載する。

- 両契約の調達に特化した外部契約審査委員会（仮称）を設置し、新たに外部有識者を加え、「契約相手方の選定方法」及び「仕様の内容の妥当性」の取組について審査を行うことについて、当委員会において当該任務を担い前述の事前審査及び事後点検を実施し、調達プロセスの公正性・透明性を確保した。
- 委託先への定常的な管理の強化のための執行部局の人員配置充実、委託契約管理担当者増員等については、両契約を所管する機構内の執行部局を統合し委託先に対する管理を一元化するとともに当該部局の人員増強等を行い、体制見直し・強化に取り組んだことを確認した。
- 委託先への監査実効性の確保を目的とした現行契約の監査条項の拡充について、両契約書の監査条項における監査の内容、方法等の明示を確認した。

- 委託先への監査の実効性及び委託先による契約履行の確実性の担保について、執行部局及び契約担当部局の共同による両契約の委託先への四半期毎の実地監査の実施を確認した。また、必要時の外部専門家の同行については、資料分析等により外部専門家の協力を得る取組みを実施したことを確認した。
- 委託先への指導による継続的なコスト低減の取組みについては、総合評価落札方式による入札においてコスト削減に関する提案に係る評価項目を設定することを確認するとともに、委託先が行う資機材の調達、ドック工事、修繕工事等に対し引き続き費用対効果を念頭においた管理を機構が行うことを確認した。
- 実地監査等による契約履行状況の確認の結果を踏まえた委託先との協議に基づく契約内容の変更については、当委員会の活動期間中において両契約で該当する事案の発生は認められなかった。
- 両契約における実費精算による契約額の確定について、直接経費に所定の率を乗じ委託先の利益相当額を算定する現行の手法では、委託先によるコスト削減や効率化等の取組みが委託先のインセンティブとはならない点が今後の課題として存在することを確認した。民間事業者として利益確保は必須の条件であり、効率化等の目標設定に対し委託先のリターンを付与するといった方式を検討することにより、委託先の創意工夫や活動意欲と機構による更なるガバナンス確保の双方を実現することが可能になると期待できることから、将来的な改善に向け機構において検討を行うことを確認した。

4. 当委員会の活動を通じての所見

当委員会の活動期間では、新型コロナウイルスの感染拡大をはじめとして、世界情勢の激動に伴う物価の上昇、円安の加速といった我が国の社会経済状況を大きく揺るがす事象が数多く生じた。のみならず、少子高齢化等に端を発する人材不足といった長年指摘されてきた問題・課題が顕在化しその深刻さが一層強まる状況にも直面した。

これらの事象や課題が機構の船舶運航に係る諸契約にも大きな影響を与えたことは明白であり、研究船運用業務では日本人船員や観測技術者の人材不足が新規事業者の参入障壁となり、ちきゅう運用業務委託では現行事業者の親会社の会社更生手続においてスポンサー撤退等の想定外の事象も発生した。

加えて、令和4年4月の船員法改正により、船舶所有者に船員の労務管理体制の適切な運用が義務付けられる等、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて働き方改革を一層強く推進することが求められている状況でもある。更には、研究活動のグローバル化やオープン化に対する経済安全保障・研究インテグリティの確保について、船舶運航の諸契約においても今後重要な課題となることが十分に考えられる。

このような情勢のもとで、研究船の運航という殊更特殊な業務の契約を競争性・公平性・透明性を確保しつつ成立させ、契約締結後は経済性を考慮した効率的な運用を行うということは、国民への説明責任という必要性からも議論の余地がない重大な責務であるが、なお非常な困難さを伴うものである。当委員会で審議し、提案した事項は現時点で考えうる最良のものであり、今後の機構船舶の運航業務における調達手続きでも継続されるものと期待するが、継続に際しては機構自らの努力だけではなく、関連諸機関の理解・協力を得ることもまた必要である。

機構が所有する船舶は国内外の研究機関にとって研究活動上の重要な施設であり、機構船舶を用いて創出された研究成果は世界の財産である。この持続的な研究活動をさらに維持・発展させていくための基盤として、効率的かつ安定した船舶の運航が行われることを当委員会として強く望む。

これら審議及び点検の諸活動を通じ、両契約の調達における競争性の確保、調達プロセスにおける公正性及び透明性の確保並びに両契約における機構のガバナンスの強化等に関する改善を対象とした当委員会の目的は達成されたと考える。また、これら一連の調達手続きに係る PDCA サイクルも機構において確立できていると思われる。当委員会の活動で得られた知見を活用することにより、今後さらに機構がこの PDCA サイクルを維持・発展させることを期待する。

以上を以て当委員会の活動を報告する。

参考 1：船舶運航委託契約改善実行委員会 開催実績

- 第 1 回委員会（平成 30 年 3 月 29 日 於 海洋研究開発機構東京事務所）
 - ・仕様書及び参入要件に関する審査
 - ・意見招請及び参加意思確認の手續に関する審査
 - ・契約方式（総合評価落札方式又は随意契約事前確認公募）の適用に関する審査
 - ・調達手續きのスケジュールに関する審査
 - ・契約期間に関する審査
- 第 2 回委員会（平成 30 年 6 月 20 日 於 海洋研究開発機構東京事務所）
 - ・意見招請及び参加意思確認の結果を踏まえた各契約の契約方式及び契約期間に関する審査
 - ・調達手續きのスケジュールに関する審査
 - ・マルシップ化に関する検討状況の確認
- 第 3 回委員会（平成 30 年 9 月 5 日 於 海洋研究開発機構東京事務所）
 - ・現行事業者の親会社による会社更生手續開始に伴うちきゅう運用業務委託の調達手續き変更に関する審査
 - ・意見招請の結果を踏まえた契約毎の仕様書修正に関する審査
 - ・総合評価落札方式における評価方法及び随意契約事前確認公募における実施方法に関する審査
 - ・マルシップ化に関する検討状況の確認
- 第 4 回委員会（平成 31 年 3 月 19 日 於 海洋研究開発機構東京事務所）
 - ・白鳳丸運用支援業務の調達結果に関する点検
 - ・研究船運用業務の調達結果に関する点検
 - ・現行事業者の親会社による会社更生手續開始に伴うちきゅう運用業務委託の契約条項変更及び調達手續き変更に関する審査
 - ・両契約に対する機構の自己点検結果の審査及び「船舶等運用業務の調達に関する審査及び点検結果について（報告）」の作成
- 第 5 回委員会（令和 2 年 8 月 4 日 オンライン開催）
 - ・ちきゅう運用業務委託における PFI 事業の導入に関する検討状況の確認

- 現行事業者の親会社による会社更生手続開始に伴うちきゅう運用業務委託の調達手続き変更に関する審査
- 白鳳丸運用支援業務に関する機構のガバナンス確保のための取組み状況の点検
- 研究船運用業務の次期契約に向けた課題の確認
- 第 6 回委員会（令和 3 年 4 月 23 日 オンライン開催）
- 研究船運用業務におけるマルシップ化に関する検討状況の確認
- 研究船運用業務の次期契約における契約方式及び契約期間に関する審査
- ちきゅう運用業務委託における PFI 事業の導入に関する検討状況の確認
- 第 7 回委員会（令和 3 年 10 月 11 日 オンライン開催）
- 機構の中長期計画における研究船等の位置付け及び役割の確認
- 研究船運用業務の安定的な実施に向けた経費削減等の取組み状況の確認
- 参入意思確認手続きの結果を踏まえた研究船運用業務の契約方式及び調達手続きのスケジュールに関する審査
- 研究船運用業務及び白鳳丸運用支援業務における停泊期間集約化に関する取組み方針の確認
- ちきゅう運用業務委託における現行事業者の親会社による会社更生手続状況の確認
- 第 8 回委員会（令和 5 年 12 月 22 日 於 海洋研究開発機構東京事務所）
- 研究船運用業務の調達結果に関する点検
- 北極域研究船に係る艀装員派遣及び運航業務の調達手続きの確認
- ちきゅう運用業務委託における現行事業者の親会社による会社更生手続状況の確認
- ちきゅう運用業務委託の次期契約における契約方式及び契約期間に関する審査
- 両契約に対する機構のガバナンス強化に関する取組み状況の確認
- 船舶運航委託契約改善実行委員会 報告書の作成

参考 2：船舶運航委託契約改善実行委員会 委員
(第 8 回開催時)

(敬称略、五十音順)

○^{いしだ えみ}石田 恵美 BACeLL 法律会計事務所 代表 弁護士・公認会計士・税理士

^{とうかい ただし}東海 正 国立大学法人東京海洋大学 学術研究院 海洋生物資源学部門 教授

^{とみおか えいじ}富岡 英次 中村合同特許法律事務所 法律セクション 顧問 弁護士・弁理士

^{やまにし つねよし}山西 恒義 海洋研究開発機構 審議役 (経済安全保障担当)

(○：委員長)

参考3：船舶運航委託契約改善実行委員会運営要領

平成30年1月19日

改正 令和2年7月14日

国立研究開発法人海洋研究開発機構

(目的)

第1条 国立研究開発法人海洋研究開発機構（以下「機構」という。）に設置する船舶運航委託契約改善実行委員会（以下「委員会」という。）について、委員会設置・運営規程（平21規程第1号）第2条第2号に基づき、その詳細を定める。

(任務)

第2条 委員会は、機構が所有する船舶等の運航委託契約（以下、「運航委託契約」という。）の次期調達に関して、競争性並びに調達プロセスの公正性及び透明性の確保並びにガバナンスの強化等の観点から改善を図ることを目的として、次に掲げる事項について審査及び点検を行う。

- (1) 調達手続に関すること
 - (2) 仕様及び契約書の内容に関すること
 - (3) 調達結果に関すること
 - (4) 運航委託契約における業務の履行状況に関すること
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、運航委託契約の改善において委員会が必要と認めた事項
- 2 委員会は、審査及び点検の結果を契約担当役に報告する。

(委員会の構成)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長及び委員は、機構の職員または外部有識者から理事長が指名または委嘱する者とする。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 委員長に事故等のあるときは、委員長があらかじめ指名する委員が職務を代理する。

(任期)

第4条 委員長及び委員の任期は、当該委員長または委員を指名または委嘱した事業年度を含め1事業年度とし、再任を妨げない。

(開催)

第5条 委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

(役職員等の協力)

第6条 委員会は、必要に応じて第3条に定める委員長及び委員以外の機構の役職員または外部有識者に意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、経理部契約調整課が行う。

(雑則)

第8条 前各条に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。